

「安全衛生・衛生推進者養成講習会」同時開催

兵庫労働局長登録安全衛生推進者等講習機関 / (一社)兵庫労働基準連合会伊丹事務所 (兵労基安登録第1号/登録有効期間令和11年9月6日)
 兵庫労働局長登録安全衛生推進者等講習機関 / (一社)兵庫労働基準連合会伊丹事務所 (兵労基衛登録第1号/登録有効期間令和11年9月6日)

10人以上50人未満の労働者を使用する事業場は、「安全衛生推進者」の選任が義務付けられています。また、平成26年7月1日厚生労働省より新たなガイドラインが公表され、小売業、福祉施設、飲食店など三次産業においても、10人以上の労働者を使用する事業場は、安全推進者を配置することとされ、安全衛生推進者の資格を有する者等とされています。すべての業種の方に対して安全衛生推進者養成講習の受講をお勧めいたします。

1. 日 時	令和6年8月1日(木) 8:50~17:10 ・ 8月2日(金) 8:50~12:10
2. 場 所	伊丹商工会議所 (伊丹市宮ノ前 2-2-2・電話 072-778-6660)
3. 受 講 料	安全衛生推進者養成講習の方 14,630 円 (受講料 13,200 円+テキスト代 1,430 円 税込) 衛生推進者養成講習の方 10,230 円 (受講料 8,800 円+テキスト代 1,430 円 税込)
4. 定 員	30 名 (定員になり次第申込を締め切ります)
5. 申込方法	伊丹労働基準協会ホームページからネット申込みができます。 申込書に、必要事項をご記入のうえ、受講料を添えて下記宛お申込み下さい。 (一社)兵庫労働基準連合会伊丹事務所 電話 072 (778) 6660 メール icci18@itami.or.jp 〒664-0859 伊丹宮ノ前 2-2-2 伊丹労働基準協会内・ ※お振込の方は、受講料とテキスト代を下記口座にお振込いただき申込用紙はご送付下さい。 受講票・請求書を郵送ご希望の方は、切手貼付の返信用封筒を同封願います。 ※振込先 三井住友銀行 伊丹支店 普通 No. 4454132 一般社団法人)兵庫労働基準連合会伊丹事務所
6. その他	①早退、遅刻、途中退場した方には、修了証を発行できません。 ②申込後の取消し及び次回への変更には、受講料の返金は出来ません。受講者の変更は可能です ③当日は、筆記用具受講票・本人確認の証明となるものをご持参下さい。 ④ご提出いただきます受講申込書は、本講習の的確な実施のみに利用いたします。

◆安全衛生推進者と衛生推進者カリキュラム

	時 間	講習科目	規定時間数	1 日目	2 日目	
学 科	8 月 1 日	8:30~ 8:50	受付		衛 生 推 進 者	安 全 衛 生 推 進 者
		8:50~ 9:00	オリエンテーション			
		9:00~11:00	作業環境管理及び作業管理	2時間		
		11:00~11:10	休憩			
		11:10~12:10	健康保持対策	1時間		
		12:10~12:50	昼食			
		12:50~13:50	安全衛生教育	1時間		
		13:50~14:00	休憩			
		14:00~15:00	関係法令 (労働衛生)	1時間		
		15:00~15:10	休憩			
		15:10~17:10	危険性又は有害性等の調査、結果に基づき講ずる措置等	2時間		
8 月 2 日	8:30~ 8:50	受付		衛 生 推 進 者	安 全 衛 生 推 進 者	
	8:50~ 9:00	オリエンテーション				
	9:00~11:00	安全管理	2時間			
	11:00~11:10	休憩				
	11:10~12:10	関係法令 (安全衛生)	1時間			

※衛生推進者の方は、1日目のみ・安全衛生推進者の方は1日目と2日目の2日間です。